

# ビットコインなどの仮想通貨に関する 法改正と実務への影響

昨今、ビットコインをはじめとする仮想通貨が注目されるようになった。2016年5月25日には、「資金決済に関する法律」及び「犯罪による収益移転の防止に関する法律」等を改正する「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（以下、本特集において「FinTech法」という）が成立し、仮想通貨に係る規制が導入されることとなった。そして、このFinTech法は、関連する政省令等も含めて、2017年4月1日に施行されるに至っている。

そこで、今回の特集では、金融法制及び仮想通貨の法制に詳しい会員の方々から、仮想通貨に関し、FinTech法の概要、仮想通貨交換業の周辺論点を解説していただくほか、仮想通貨の私法

的性質とビットコインの基幹技術であるブロックチェーン技術と可能性についてご教示いただいた。最後に、森下哲朗上智大学法科大学院教授から、FinTech法の仮想通貨に関する法制評価と今後の法制の展開についてご寄稿いただいた。

（木村 容子）

## CONTENTS

### 序 特集にあたって

- 1 FinTech法の概要
- 2 仮想通貨交換業の周辺論点
- 3 仮想通貨の私法的性質の論点
- 4 ブロックチェーンの技術と可能性
- 5 FinTech法の評価と今後の法制の展開

## 序

### 特集にあたって—背景と現状、本特集の構成—

金融取引法部部长 片岡 義広 (32期)



## 1 仮想通貨の出現

仮想通貨は、Satoshi Nakamoto（中本哲史）を名乗る人物による分散型台帳技術（DLT=Distributed Ledger Technology）であるブロックチェーン（BLC

=blockchain）に関する論文の情報処理（IT=Information Technology）技術と（ブロックチェーンについては、本誌18頁以下の論稿ご参照）、公開鍵と秘密鍵を用いる既存の暗号技術とを基礎に、ビットコイン（bitcoin）という仮想通貨の運用が2009年

1月3日に開始されたことに始まる。

ブロックチェーンの技術的堅牢さが支持されて、ビットコインは世界中に拡大して使用されることとなった。そして、仮想通貨は、ビットコイン（BTC）のみならず、イーサリアム（ETH=Ethereum）、リップル（XRP=Ripple）、日本発のモナコイン（MonaCoin）等、現在では数百種類以上あるとされるが、ビットコインが約9割の時価総額を占めている。

そして、既存の仮想通貨を基礎としたそれとは別のカラードコイン（Colored coin）又はオルト／アルトコイン（Alternative coin）と呼ばれる仮想通貨も出現している。

この間、2014年2月28日に、当時世界最大のビットコインの取引所（交換所）である株式会社MTGOX（マウントゴックス）が民事再生手続開始の申立てがなされて経営破綻をし、その後破産手続も開始された。ただ、この事件は、経営者の犯罪によるものであり、社会的にも注目を浴びることとなったが、ビットコインのシステムに問題があったわけではない。

## 2 仮想通貨の規制法

仮想通貨については、その有用な可能性も認識される一方で、通貨危機等に陥った国で自国通貨を忌避してビットコインに逃避する動き、違法取引の決済やマネーロンダリングに利用する動きや、IS国などのテロ資金の調達に利用する動きがある等、国際社会でも問題視されるに至った。

そこで、2015年6月のドイツのエルマウでのG7サミットでの国際合意及びこれを受けたFATF（ファトフ=Financial Action Task Force=金融作業部会）のガイダンスで、免許制又は登録制による規制をすべきこととされた。

これを受け、我が国では、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年6月3日法律第62号。いわゆるFinTech法）によって「資金決済に関する法律」（資金決済法）及び「犯罪による収益移転の防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）も改正され、本年（2017年）4月1日に施行された。

## 3 本特集の内容

そこで、本誌編集会議の依頼を受け、当会金融取引法部の部員で、仮想通貨に関し、①規制法の概要、②規制法の実務上の論点、③仮想通貨の私法上の性質、④ブロックチェーン技術とその可能性について分担執筆をして、その制度を紹介するものである。

そして、金融庁金融審議会のワーキンググループで座長を務められ、また、決済高度化官民推進会議でも現在座長を務められておられる森下哲朗上智大学法科大学院教授に、いわゆるFinTech法における仮想通貨法制の評価と今後の法制の展開について、玉稿をいただくこととした。

## 1

## FinTech法の概要

一般社団法人 FinTech 協会監事・金融取引法部部員 藤武 寛之 (66 期)



2017年4月、いわゆるFinTech法が施行され、仮想通貨に関する新たな法制が始動した。ここでは、FinTech法の仮想通貨に係る部分が成立するに至った背景や当該法制について概説する。

## 1 経緯

FinTech法は、仮想通貨に係る部分については、資金決済法及び犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」という）の改正を主な内容とする。かかる改正がなされるに至るまでには、主に以下の2点の背景があった。

第1に、大手ビットコイン取引所の破綻である。

2009年に運用が開始された、仮想通貨の草分け的存在であるビットコインは、その根幹技術であるブロックチェーンの革新性が多くの技術者の支持を受け、徐々に認知度を向上させていた。かかる状況の中、キプロスの金融危機等を発端として、特定の国家の信用に依存しないデジタル通貨であるビットコインの価値が脚光を浴び、急速に取引量を拡大させつつあった。その最中の2014年2月、当時世界最大のビットコイン取引所であった我が国所在の株式会社MTGOX（以下「MTGOX社」という）が、民事再生手続開始の申立てを行い、その後破産手続開始決定がなされるに至った。この事件によって、MTGOX社に預けられていた約65万ビットコイン（本稿執筆時点の価値にして850億円相当額）と約28億円の現金が消失したとされている。その後、MTGOX社の代表者は、業務上横領等の容疑で起訴されているが、未だ事件の全容は解明されていない。この事件により、今後拡大すると想定される仮想通貨の利用者保護の必要性が浮き彫りとなった。

第2に、マネーロンダリング（マネロン）・テロ資金供与対策の国際的な要請があったことである。

ビットコインは、極めて匿名性が高いという特性を

有しており、かねてより、マネロン・テロ資金供与に利用されるリスクが指摘されていた。そのような中、2015年6月8日、G7エルマウ・サミットにおいて、「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、すべての金融の流れの透明性拡大を確保するためにさらなる行動をとる」との首脳宣言が発出され、これを受けた、マネロン・テロ資金供与に関する政府間会合であるFATF（金融活動作業部会）は、同年6月26日、「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所（exchanger）に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである」との内容のガイダンスを公表するに至った。これらを受け、我が国においても、国際社会と共同した、仮想通貨に対する対策が急務となっていた。

以上の事情を受け、仮想通貨に関する法制が制定されるに至ったのである。

なお、当初、MTGOX社に関する事件は大きく報道され、あたかもビットコイン自体が詐欺的商法の一つであるかのような報道がなされた向きもあったが、そのような理解は正確なものではない。MTGOX社は、法定通貨とビットコインとの両替商の役割を担っていたにすぎず、同事件は、MTGOX社の資産管理に問題があった事案である。ビットコインやこれを支えるブロックチェーン技術に何ら問題があったわけではない。そのため、同社の破たん後も、ビットコインの取引は着実に拡大しており、ブロックチェーン技術の商用利用についての検討も、金融機関等を中心に大きく進展しているところである。

## 2 FinTech法の概要

FinTech法では、仮想通貨に関する規制について、以下の方策を講じている。

第1に、資金決済法の改正を行った。規制の根幹となる「仮想通貨」の定義を置くとともに、仮想通貨に関する取引の窓口となる事業者を「仮想通貨交換業者」として登録制を導入し、各種の行為規制等を整備することとした。

第2に、犯収法を改正した。具体的には、犯収法の適用事業者である「特定事業者」に「仮想通貨交換業者」を追加し、一定の仮想通貨に関する取引を実施するに際して、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務を課すこととした。

以下では、改正後における資金決済法及び犯収法の内容についてポイントを絞って解説する（以下、改正後の各法律を、「改正資金決済法」及び「改正犯収法」という）。

## (1) 改正資金決済法の概要

### ア 仮想通貨の定義

#### 改正資金決済法2条5項

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第一号に定める仮想通貨の定義は、大きく3つの要件に分けることができる。

- ①物品購入又は役務提供を受ける等の際に不特定の者を相手方として使用することができ、かつ、不特定の者に対して売却等ができる
- ②電子情報処理組織を用いて移転できる財産的価値である
- ③法定通貨及び通貨建資産でない

以上の中で、特に重要な要件は①であり、その中でも、「不特定の者」に対して使用又は売却等ができる、とされている点が重要と考えられる。

いわゆるデジタル通貨の一種である仮想通貨は、同じくデジタル通貨（Suica, Edy等の電子マネー等）をその範囲に含む、資金決済法上の「前払式支払手段」との境界が問題となり得る。前払式支払手段は、「その発行する者又は当該発行する者が指定する者…から物品を購入し、…又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができる」（資金決済法3条1項1号）とされており、通常、当該前払式支払手段の発行者、または、発行者との間で契約を締結した加盟店においてのみ、代金決済時に利用されることが想定されている。これに対し、仮想通貨は、「不特定の者」が、発行者等との契約を締結することなく、受入れの意思さえあれば、当該仮想通貨を受け入れることができるものであり、かかる点に、前払式支払手段との相違点がある。仮想通貨の代表であるビットコインは、発行者の存在しない通貨であると言われるが、改正資金決済法上の「仮想通貨」は、発行者の存在の有無をその要件としていない。それ故、今後、自ら仮想通貨を発行する事業者が多く出現することが想定されるが、その仮想通貨を受け入れる店舗が、「不特定の者」（または「発行者の指定する者」）であるかどうかは微妙な場合もあると考えられるため、慎重



な判断が必要である。

②の要件については、デジタル通貨の特性として、仮想通貨がコンピュータを用いて移転できる価値であることを表している。③の要件は、通貨や預金債権等が仮想通貨に該当しないことを明確化したものである。なお、「通貨建資産」は、同法2条6項に定義されている。

第二号に定める仮想通貨の定義は、仮想通貨と相互交換可能性のある財産的価値は、第一号に定める仮想通貨に該当しない場合であっても、広く規制の対象になることを明らかにしている。

#### イ 仮想通貨交換業の定義

##### 改正資金決済法2条7項

この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

第一号の仮想通貨交換業の典型例は、自ら顧客に対し、自己が保有する仮想通貨の販売を行う行為である。

自己売買を行わず、顧客間の仮想通貨の売買をマッチングするためのプラットフォームを提供する行為は、第二号の仮想通貨交換業に該当する。

第三号は、あくまでも、「前二号に掲げる行為に関して」、仮想通貨等を管理する行為を仮想通貨交換業としている。そのため、単に、仮想通貨管理のためのウォレット機能を提供するだけの行為であれば、仮想通貨交換業には該当しない。

以上の仮想通貨交換業について、内閣総理大臣の登録を受けた者が「仮想通貨交換業者」となる（改正資金決済法2条8項）。

#### ウ 仮想通貨交換業者の登録義務

仮想通貨交換業を営むためには、財務（支）局長に対し、取り扱う仮想通貨の名称やその概要等、必要な事項を記載した書類を提出し、登録を受ける必要がある（同法63条の2、63条の3）。

登録要件は、いくつかの登録拒否事由という形式で定められているが、登録に際しては、一定の財産的基礎の他、各種の態勢整備（法令遵守態勢、反社会的勢力対応、個人情報管理態勢、苦情処理態勢、外部委託先管理態勢等）が求められる（同法63条の5、63条の8乃至63条の12、仮想通貨交換業者に関する内閣府令（以下「府令」という）12条乃至25条）。財産的基礎は、最低資本金1000万円及び純資産がマイナスでないこと（債務超過でないこと）とされた（府令9条）。

なお、既存の仮想通貨取引事業者は、経過措置として、改正資金決済法の施行後6か月の間に登録の申請を行えばよいものとされている（FinTech法附則8条1項）。ただし、登録未了の状態であっても、法施行後は、仮想通貨交換業者として規制されることとなる（同法8条2項）。

#### エ 仮想通貨交換業者に課される行為規制

仮想通貨交換業者には、以下のような行為規制が課される（改正資金決済法63条の8乃至63条の12）。

- ①情報の安全管理義務
- ②委託先に対する指導義務
- ③利用者の保護等に関する措置（利用者への情報提供措置等）を講ずる義務
- ④利用者財産の管理義務
- ⑤金融ADRへの対応義務

これらの中で、特に重要と考えられるのは、①情報の安全管理義務および④利用者財産の管理義務である。

海外を含めた仮想通貨交換所は、常に外部からの

サイバー攻撃にさらされていることが知られており、実際にいくつかの大手交換所は、外部から攻撃により、財産流出・システムダウン等の被害を受けたことが報告されている。これらの攻撃に対するシステムの堅牢性を維持することは、仮想通貨交換業者の最大の責務となる。また、改正資金決済法は、仮想通貨交換業者に対し、自己の金銭・仮想通貨と顧客の金銭・仮想通貨の分別管理義務を定め、公認会計士又は監査法人の分別管理監査を受けることを義務付けた（同法63条の11）。かかる行為規制は、MTGOX社の事案を踏まえた、仮想通貨交換業者に特徴的なものとなっている。さらに、本稿執筆時点で公開されている仮想通貨交換業者向けの事務ガイドライン\*1では、顧客の金銭・仮想通貨について、帳簿上の金銭・仮想通貨量と銀行残高・ウォレット上の仮想通貨量との差異が発生した場合には、一定の期間内（2営業日以内又は5営業日以内）にその差異を解消すべきことや、顧客の仮想通貨を可能な限りコールドウォレット（インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境）で管理すべきこと等が定められている。

## （2）改正犯収法の概要

### ア 取引時確認の義務

仮想通貨交換業者は、改正犯収法において、同法の適用事業者である「特定事業者」となるため、以下の取引（特定取引）を行う際に、取引時確認（本人確認等）を行うことが求められる（改正犯収法2条2項31号、4条、改正犯収法施行令7条1項1号ヨ・タ・レ）。

- ①仮想通貨取引を継続・反復して行うこと等を内容とする契約の締結（アカウント開設契約等）
- ②その価額が200万円を超える仮想通貨の売買・交換等

### ③その価額が10万円を超える仮想通貨の移転

仮想通貨交換業者はその特性上、ほぼ非対面での取引であることが想定される。そのため、犯収法上の取引時確認義務を果たすためには、上記特定取引に際して、Web上で運転免許証等の本人確認書類のアップロードを受けたうえ、当該本人書類記載の住所に宛てて、取引関係文書を、書留により転送不要郵便として郵送するか、宅配事業者等の本人限定郵便を利用して送付する等の対応が必要となる（改正犯収法施行規則6条1項1号ホ・ヘ等）。これまで、仮想通貨事業者は、自主的に一定の本人確認を行ってきたところであるが、改正犯収法施行後は、かかる厳格な運用が求められることとなる。

### イ 疑わしい取引の届出

特定事業者は、当該事業者の一定の業務（特定業務）において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある等と認められる場合には、疑わしい取引の届出を行政庁に行うことが求められる。改正犯収法施行後は、仮想通貨交換業者も、その特定業務において、疑わしい取引の届出義務を履行する必要がある（改正犯収法8条）。

疑わしい取引かどうかの判断については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情及び国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引の性質に応じて判断するものとされる（同法8条2項）。

なお、平成28年犯罪収益移転危険度調査書では、「仮想通貨は、その利用者の匿名性が高いこと、仮想通貨の移転が国際的な広がりを持ち、迅速に行われること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる」とされている。

\* 1 : <http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/19.pdf>

## 2

## 仮想通貨交換業の周辺論点

金融取引法部事務局長 田中 貴一 (60期)



## はじめに

仮想通貨（改正資金決済法2条5項）は、送金の機能があるほか、専ら投資の対象としても機能しており、仮想通貨交換業者がこれらの機能を提供する場面において、他の法令による許認可が必要になる事態も想定される。そこで、本稿では、仮想通貨交換業の周辺論点として、改正資金決済法以外の法令に基づく許認可の要否などについて解説をする。

## 1 仮想通貨による送金（資金移動業）

(1) 仮想通貨の利用方法として、売買契約等の原因関係の対価として仮想通貨を買主から売主に対して移転させることにより原因関係の決済をするというものがある（民法上は代物弁済（民法482条）として位置づけられる）。仮想通貨の移動は、銀行口座を介さないことから、全国銀行協会のシステムの稼働時間等を考慮する必要がなく、金銭の振込と比較して機動的かつ安価に決済をすることができるというメリットがある。

(2) 仮想通貨の移動に関しては、通常、原因関係の当事者である売主及び買主のほか、仮想通貨交換業者が介在する。仮想通貨交換業者が売主及び買主間の送金に関与していることから、仮想通貨交換業者による仮想通貨の移動が銀行法2条2項2号に定める「為替取引」に該当する可能性がある。仮に銀行等以外の仮想通貨交換業者の行為が「為替取引」に該当するとなると、銀行法違反となり刑事罰を受けるおそれもある（銀行法61条1号）。

この点に関し、資金移動業者として登録を受けた者については、銀行法の規定にかかわらず、100万円以下に限って、為替取引を営むことができる（資

金決済法37条）。

そこで、銀行等以外の仮想通貨交換業者による仮想通貨を利用した100万円以下の送金が「為替取引」に該当して資金移動業の登録を受けることが必要になるかどうかが問題となる。

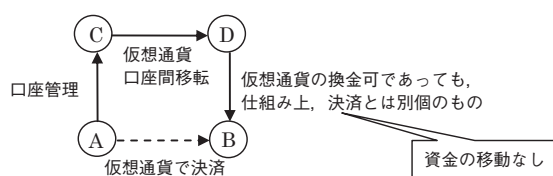
(3) 「為替取引」（銀行法10条1項3号）について、銀行法及び資金決済法上の定義は存在しないものの、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」と解されている（最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁）。

(4) まず、当然のことながら、仮想通貨の移転すること自体は、資金の移動を伴うものではないことから、それをもって「為替取引」に該当するものではない。

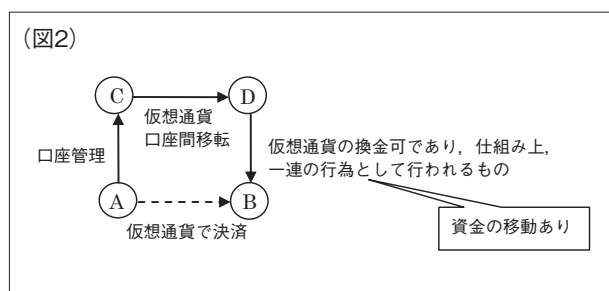
次に、買主A側と売主B側の仮想通貨交換業者であるC及びDの立場で代金決済の手段としての仮想通貨の移転に関わる場合はどうか。なお、CとDは同一の者を想定するが、別の業者であっても同様の検討となる。

この場合、AからBへの仮想通貨の移転とBがDとの間で仮想通貨を換金することとは別個の行為であると解することができれば、仮想通貨の移動はあっても、隔地者間での「資金」の移動はないため、「為替取引」には該当しないと考える（図1）。

(図1)



他方、CがAから現金を受け取り、これを仮想通貨に換えて、仮想通貨をBに移転し、かつ、Bの仮想通貨をDの立場で現金に換えるという一連の行為の双方又は一方をC及びDの立場で行う場合には、「為替取引」に該当すると解される。仮想通貨の移動はあるものの、その仮想通貨の移動は資金の移動の手段として利用されたものであって、一連の行為としてAからBへの「資金の移動」があり、かつ、C及びDは、その依頼を受けて引き受けていると解されるからである（図2）。



- (5) 以上の点に関し、金融庁は、仮想通貨交換業者が金銭の移動の依頼を受けて、これを引き受けるなどの行為をする場合には、資金移動業者としての登録を受ける必要があり得ることに言及している。そのため、仮想通貨を利用した具体的なサービスが「為替取引」に該当するかどうかについて、十分な検討が必要になる。

仮想通貨の交換等を行う者が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行する場合には、為替取引を行っているとして、法第37条に基づく資金移動業者の登録が必要となり得ることに留意する。

金融庁「事務ガイドライン（16仮想通貨交換業者関係）」  
I-1-2の(注2)

## 2 仮想通貨の信用取引（貸金業）

- (1) 仮想通貨の市場においては、日々刻々と約定されている取引により仮想通貨の価格が形成されている。買付代金を持たないが仮想通貨の価格が上昇すると予想する投資者の買付けの投資判断や売付仮想通貨を持たないが仮想通貨の価格が下落すると予想する投資者の売付けの投資判断は、当然のことながら市場における仮想通貨の価格に反映されない。このような仮需給を満たすことができれば、より多くの投資判断を反映した公正な取引相場の形成ができる。また、一定の保証金等を元にしてそれ以上の仮想通貨の売買をすることにより、効率の良い取引をすることが可能となる。そこで、仮想通貨の売買に関するサービスとして、顧客に対して買付代金等を貸し付ける取引（信用取引）が想定されることになる。

- (2) 仮想通貨交換業者が信用取引として、顧客に対して買付代金の貸付けをする場合、「金銭の貸付け…で業として行うもの」（貸金業法2条1項柱書）に該当することから、貸金業の定義除外に該当しない限り、仮想通貨交換業者は、貸金業の登録を受けることになる（貸金業法3条1項）。

この点、貸金業法上の「貸金業」の定義除外の条項として、「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの」（貸金業法2条1項2号）との規定がある。しかし、仮想通貨交換業者は、第一種金融商品取引業者である証券会社とは異なり、法令上、信用取引に付随する貸付けを行うことができるとはされていない（金融商品取引法35条1項2号参照）。また、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの」という貸金業の定義除外の規



定もある（貸金業法2条1項3号）。しかし、仮想通貨は「物品」ではない。

したがって、仮想通貨交換業者による金銭の貸付けは、現状、貸金業の定義除外にも該当しない。そのため、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の信用取引として金銭の貸付けを実施する場合には、貸金業の登録を受けることになる。

- (3) 以上の点に関し、金融庁は、仮想通貨を用いた信用取引（顧客に対する金銭の貸付け）について貸金業の登録が必要になることを明らかにしている。

仮想通貨を用いた信用取引等を行うに際して、仮想通貨交換業者が利用者に対する金銭の貸付けを行うときは、当該仮想通貨交換業者は貸金業の登録を受ける必要があることに留意する。

金融庁「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」  
I-1-2の(注5)

- (4) なお、次に述べる仮想通貨のデリバティブ取引に関し、顧客に対して金銭の貸付けが行われず、いわゆる差金決済のみが行われる取引であれば、貸金業の登録を受けることは不要と解される。

### 3 仮想通貨のデリバティブ取引 （金融商品取引業等）

- (1) 仮想通貨を利用した投資サービスとして、仮想通貨の先物取引などの取引が行われる例がある。仮にこれらの取引が金融商品取引法上の店頭デリバティブ取引（金融商品取引法2条22項）に該当する場合には、これを実施する仮想通貨交換業者は、第一種金融商品取引業の登録を受ける必要がある（金融商品取引法28条1項、29条）。
- (2) この点、仮想通貨は、デリバティブ取引の原資産

である「金融商品」には該当しない（金融商品取引法2条24項各号参照）。また、仮想通貨の価格を指標としてデリバティブ取引をしたとしても、デリバティブ取引の参照指標について定めた「金融指標」（金融商品取引法2条25項）は「金融商品の価格」と定義していることから、前記のとおり「金融商品」に該当しない仮想通貨の価格は、「金融商品の価格」にも該当しない。

なお、「金融商品」について定めた金融商品取引法2条24項4号は、「同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であって、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」も法規制の対象としている。現時点では、仮想通貨をはじめとして政令指定はなされていないが、仮想通貨も同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産（財産的価値）であることから、投資者保護の必要性が立法事実として存在するのであれば、今後、仮想通貨が政令指定される可能性は否定できない。

- (3) 以上から、現時点では、仮想通貨について先物取引などの店頭デリバティブ取引を行ったとしても、第一種金融商品取引業の登録を受ける必要まではない。

ちなみに、仮想通貨は、商品先物取引法に定める「商品」（商品先物取引法2条1項）及び「商品指数」（同法2条2項）にも該当しないことから、同法の規制も及ばない。

- (4) もっとも、仮想通貨のデリバティブ取引については、法令による規制が及ばない反面、刑法上の賭博罪（刑法185条及び186条）の構成要件に該当するとなった場合、正当業務行為（同法35条）として違法性が阻却されないおそれがある。そのため、

仮想通貨のデリバティブ取引については、レバレッジ倍率などの取引条件等に関して射幸性が高まり過ぎないように配慮が必要と考える。

- (5) 仮想通貨を用いた差金決済取引に関して資金決済法の適用があるかどうかについて、金融庁は、次のとおり、差金決済のみであり、仮想通貨の現物の受渡しを予定していないのであれば、資金決済法の適用がない旨を明らかにしている。なお、同事務ガイドラインは、金融商品取引法や商品先物取引法のほか、刑法の適用について述べているものではないため、上記のとおり同法等の適用関係については別途の検討が必要になる。

仮想通貨を用いた先物取引等の取引においては、決済時に取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡しを行う取引と、当該取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡しを行わず、反対売買等を行うことにより、金銭又は当該取引において決済手段とされている仮想通貨の授受のみによって決済することができる取引（以下「差金決済取引」という。）が存在する。これらの取引のうち、差金決済取引については、法の適用を受ける「仮想通貨の交換等」には該当しない。このため、法の適用を受ける取引かどうかについては、個別具体的に取引の内容を確認する必要がある。

金融庁「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」  
I-1-2

#### 4 その他—改正犯収法施行前の顧客に関する取引時確認について

- (1) 仮想通貨交換事業者は、改正犯収法に基づき、特定取引について、取引時確認が必要になる（本特

集「1 FinTech法の概要」も参照）。

特定取引のひとつである仮想通貨の交換等を継続的に若しくは反復して行うことを内容とする契約（以下「基本契約」という）を改正犯収法施行前に締結している利用者については、同法施行後において、仮想通貨に係る特定取引（基本契約の締結のほか、価額が200万円を超える仮想通貨の交換等及び価額が10万円を超える仮想通貨の移転）が新たに発生しない限り、当該利用者に対して改正犯収法施行後において基本契約に基づくサービスを提供したとしても、取引時確認を要しないと解される。

- (2) 以上の点について、金融庁は、改正犯収法の施行前からの顧客であり、取引時確認が済んでいない者については、適切な顧客管理の観点から取引時確認を実施していくよう努める必要があるとしている。そのため、仮想通貨交換業者は、法令上の義務ではないものの、適切な顧客管理の観点から、改正犯収法施行前に締結された基本契約に基づいて改正犯収法施行後にサービスを提供する際には、順次、取引時確認を実施することが望ましいことになる。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部改正する法律（平成28年法律第62号）の施行前より仮想通貨交換業者と取引関係にある既存の顧客は、取引時確認が未済の場合があるが、適切な顧客管理の観点から、仮想通貨交換業者は、取引時確認未済者に対して、取引時確認手続を実施していくよう努める必要がある。

金融庁「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」  
II-2-1-2-1の(注1)

## 3

## 仮想通貨の私法的性質の論点

金融取引法部部长 片岡 義広 (32 期)



## 1 問題の所在

仮想通貨については、いわゆる FinTech 法による法改正により、公法上は、改正資金決済法2条5項で定義が与えられた。法律上の概念は、いうまでもなく、法律ごとに定義されるものであり、その定義は、資金決済法上の概念にとどまる\*1。しかし、様々な法律で特段定義することなく一定の概念が用いられた場合は、解釈問題を生じるが、通常、その概念が何等かの法律によって定義された法令用語である場合には、「借用概念」として他の法律の定義及びその解釈に従うのが一般である。したがって、今後、法律家が「仮想通貨」という用語を用いる場合には、特段の限定を付けて用いるものでない限り、資金決済法が定義する仮想通貨に該当するものをいうのでなければ、法律的観点からは誤用ということになる。

仮想通貨に関しては、その出現当初、「通貨」か「物」か、といったようなことが議論され、例えば、資金決済法の立法に関しても、「金融庁 仮想通貨を通貨と認定」という新聞見出しのように、明らかな誤報も多かった。これは、「法律上の概念」と「経済上の機能」を混同しているものであって、仮想通貨が一定の範囲で経済上通貨と同様の機能\*2を有することを示す限りでは誤りではないが、資金決済法の法律概念としては、むしろ「通貨」でないものを「仮想通貨」と定義しているのであって、上記新聞の見出しは、法的には明らかな誤りといわざるをえない。

そこで、仮想通貨自体が私法上何かを押さえ、また、仮想通貨を取り巻く法律関係を見据えて、その私法上の性質を正しく理解する必要がある。

## 2 仮想通貨の私法上の性質

## (1) 仮想通貨が該当する概念

仮想通貨\*3それ自体が私法上何かとの問いには、コンピュータのアルゴリズムに従って記録された電子記録にすぎないから、「仮想通貨は、電磁的記録（民法446条3項括弧書）\*4」である」というべきことになる。

ただ、「逆（命題）は真ならず」で、上記のみでは、仮想通貨というものを識別可能になるように記述したことにはならないから、私法においても、結局、資金決済法の仮想通貨の定義を借用するべきことになる。そして、資金決済法上の仮想通貨を平易に言えば、「不特定の者に対する支払手段で換金性があり、通貨及び通貨建資産以外のもので、コンピュータで処理される電子記録」とでもいうべきものとなる。

## (2) 仮想通貨が該当しない概念

なお、物事を正確に認識し、理解をするには、上記のように積極的に該当するものを認識するだけでなく、該当しないものも理解をしておくべきである。そこで、仮想通貨自体が該当しない民法上の概念を列挙すれば、次のようなものが挙げられる。

\*1：近時の法令では、用語の定義が厳密に置かれることが多いから、今後の立法では、「仮想通貨」は「この法律において『仮想通貨』とは、資金決済法2条5項に規定する仮想通貨をいう」と定義されることが多いものと考えられる。

\*2：経済学上の通貨ないし貨幣の要件としては、次の3つの機能を有するものとされている。①価値尺度、②価値貯蔵、③決済手段の3点である。

\*3：仮想通貨という概念も、ビットコインに関していえば、その仕組みをいうときはBitcoin（BTCと略記されることもある）、財産的価値自体はbitcoin、価値尺度すなわち単位についてはBTC（読みは、ビットコインとも、ビー・ティー・シーとも読まれる）と使い分けられる。資金決済法が定義し、本稿で問題とする仮想通貨は、この財産的価値を有するbitcoinに相当するものが対象である。

\*4：「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の近くによつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）」）。なお、仮想通貨は、この電磁的記録のうち、電子的方法によるものということになる。そこで、単純に言えば、「仮想通貨とは、『電子記録』である」ということができる。ちなみに、この電磁的記録の定義は、刑法7条の2をはじめ、様々な法律で規定されている。

①権利（1条2項、3項）、②物（85条）、③物権（175条）、④債権（399条）、無記名債権（86条3項）、⑤金銭、通貨（402条、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（通貨法））、⑥財産権（362条1項等）

民法及び私法の基本概念は、まず、「物」「人」「金」（金銭）の3つを基本的な構成要素とし、「人」の「物」に対する支配権である「物権」、「人」の他の「人」に対する請求権である「債権」が法定され、これらから派生的に、「物権」及び「債権」に加え、「人」の「権利」\*5に対する支配権である「準物権」を含む「財産権」の6つの概念から成り立つ。仮想通貨は、これらのいずれでもない。

### （3）仮想通貨の構造—仮想通貨の保有

ただ、仮想通貨も資金決済法が定義するように、デファクトとして換金性等を持つものであるから、「財産権」ではないものの、「財産」ではあり、「財産的価値」を持つ。そして、暗号技術により、秘密鍵を自らのみが知ることによって、あたかもそれを「占有」するようにその電子情報を支配することができるから、「財産権」ではないが、「人」の「財産的価値」について、デファクトとしての排他的支配は可能である。したがって、構造としては、「物権」ないし「準物権」と同様ということが出来る\*6\*7。

例えば、個人情報保護法が「保有個人データ」の定義（2条7項）\*8で「保有」という用語を用いてその支配を「権限」としているように、仮想通貨であっても、これを「保存」「管理」「処分」をする正当な「権限」があることをもって、「所有」するのと同様に「保有」という概念で表現することができ、その地位は法的に保護されるべきものである。

すなわち、正当に取得した仮想通貨を支配している事実状態すなわち地位は、これをもって仮想通貨を保有しているものとして、所有に準じるものとして法的に評価することができる。ただ、有体物ではないサイバー空間における仮想（virtual）の観念的な存在であること、有体物とは異なって情報であることから複製も可能であることなど、知的財産権に類似し、有体物を巡るもの以上に派生的な問題を生じる点に留意が必要となる。

## 3 仮想通貨をめぐる法律関係

以上に述べた仮想通貨自体が私法上何であるかという点と、仮想通貨を巡る法律関係\*9とは、これを峻別して考えるべきである。そして、これを巡る法律関係としては、3ないし4の法平面（空間）に分析してこれを考察するべきである。

\*5：「権利」には、「物権」「債権」に加え、特別法によって法定された知的財産権その他様々なものがあるが、法定されていないものは法的に権利ではない。

\*6：土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号69頁が、無理があるものと自認されつつ、著作物と同様として論じられているのは、「人」の「権利＝財産」に対する支配と同様の構造を持つという点を捉えておられる点で、構造の理解としては誤りではないと考える。

\*7：なお、我妻榮「新訂民法総則」202頁は、「法律における『有体物』を『法律上の排他的支配の可能性』という意義に解し、物の観念を拡張するべきものとする」とされる。この立場によれば、「仮想通貨」も「排他的支配の可能性」があるから、「物」ということになり、その所有権という物権が成立することになる。しかし、この考え方は、民法の明文に反することもあると、判例や実務で採用されているものとはいえない（なお、下級審裁判例ながら、東京地方裁判所平成27年8月5日判決（判例秘書判例番号L07030964）参照）。ただ、法的保護に値するかどうかのような状態（地位）は、所有権に関する民法の規定が適用されるものではないが、法律関係を考えるについては、これと同様の構造で考えることはできよう。

\*8：同法の定義規定は、「保有個人データ」について、「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する（以下略）」とする。要は、「保有」の概念について、「保存」「管理」「処分」の全てを行ってこれを支配する権限を有することとしているものと考えられる。

\*9：法律関係は、「人」を前提にする概念であるから、ここでは、「人」の「仮想通貨」に関する関係と、「仮想通貨」を巡る「人」と他の「人」との関係を検討することになる。



**(1) 仮想通貨自体の法平面****ア 対内的支配関係**

上記のとおり、仮想通貨自体は、「物」、「通貨」（金銭）、「債権」、「物権」、「財産権」のいずれでもないが、債権質のような「準物権」と同様に、「人」の「財産」に対する（事実上の）支配という構造を持ち、これは法的保護がなされるべきものである。この「人」の「仮想通貨」の支配についての関係は、物権又はいわゆる準物権と同様の構造を持つものであり（以下「準物権的構造」という）、準物権と同様の論理構造で、その「所有者」としての法的保護がなされるものと考ええる。

**イ 対外的関係**

次に、仮想通貨自体に「人」と他の「人」の利害が関係してきた場合の規律であるが、これも一般法理で処理する以外にはない。すなわち、仮想通貨自体に合意の要素はないから、この法平面に「人」が関係してきても、契約法理の適用はなく、①事務管理、②不当利得、③不法行為の各法理の適用の余地があるのみである。なお、その他の一般法理として、④信義誠実の原則（民法1条2項）、⑤権利濫用の法理（1条3項）、⑥公序良俗違反（90条）の適用はあり、また、法源として⑦条理（我妻榮「新訂民法総則」20頁）の適用もある。

**ウ 結語**

仮想通貨自体の法律関係は、仮想通貨が準物権的構造を持つことを前提に、その法理を参酌しつつ、条

理に従い、各種一般法理に従って考えるべきことになる\*10。

**(2) 仮想通貨の取引の法平面**

次の平面として、仮想通貨について、これを売買等する取引の平面がある。これは、通常の「契約」関係であり、そこから、当該契約に基づく「債権」関係が発生してくることになる。

この仮想通貨の売買契約により、買主は売主に対し、売買代金支払債務を負うこととなり、他方、売主は買主に対し、仮想通貨の支配を移転すべき義務を負うことになる。この後者を具体的に記述すれば、売主が保有する仮想通貨の記録に関し、アドレスと紐付いた秘密鍵を買主に通知する等の手続と仮想通貨を保有する地位を買主に移転するブロックチェーン台帳に記録するコンピュータ処理の手続をする義務を負うことになる。なお、前者は引渡請求権に、後者は登記請求権に擬することもできるが、これらは、いずれも法的には「為す作為債務」（民法414条本文）である。

**(3) 仮想通貨取引の準物権的変動の法平面**

さらに、仮想通貨の準物権的な構造からは、この「契約」の効力が「準物権的構造」にいかなる効力を持つかという問題がある。物権行為のいわゆる独自性と無因性の問題である。我が民法は、これを肯定するドイツ法とは異なり、フランス法と同様にこれらを否定して物権行為の独自性を認めず、意思主義を採用した（176条）\*11。

\* 10：森下哲朗教授も「FinTech時代の金融法の在り方に関する序説的検討」企業法の進路（江頭憲治郎先生古稀記念）771頁以下、とくに807頁及び同「FinTech法の評価と今後の法制的展開」本誌本号25頁は、「物権法のルールに従う」とされるが、その論理構成からみて、「物」に関する前述（13頁注7）の我妻説に立脚されるものであろうか。

\* 11：我妻榮・有泉亨補訂「新訂物権法」56頁以下

準物権的構造を有する仮想通貨にこの法理を当てはめれば、仮想通貨の売買等<sup>\*12</sup>の準物権的行為を含む契約がなされた場合には、仮想通貨の準物権的地位も変動をすべきこととなる。ただ、所有権等の物権の移転は、法律上の観念的なものであり、これにより具体的なその対象物の事実上及び法律上の支配が当然に移転するわけではない。仮想通貨の場合も、あくまで「変動をすべき」ということであり、物権変動と同じく民法176条の準用と考えるてもよいし、条理に基づくとも考えてもよいが、仮想通貨を支配すべき正当権限は買主に移転していると考えることが平行である。

なお、このように考えれば、仮想通貨の支配を移転する義務について、上記(2)で述べた契約に基づく債権的請求権のほかに、この物権的な正当権限又は準物権変動に準じ、物権的及び物権変動的な支配移転請求権を有すると観念されることになる。

#### (4) 仮想通貨に関する民事執行法上の取扱い

以上の(1)から(3)までは、仮想通貨に関する法律関係の実体法の各平面での私法上の法律関係の問題であった。私法ではなく公法の領域に属するが、上記の私法上の実体関係を実現するための民事法として、民事執行法の観点に言及しておく、概要次のとおりになると考えられる。

上記(2)及び(3)の仮想通貨の(事実上の)支配を移転すべき行為は、第三者が代替しうるものではないか

ら、民事執行としては代替執行(民事執行法171条1項前段)をすることはできず、間接強制(同法172条1項)によらざるをえない。そうすると、詳説は省略するものの、結局は金銭執行の方法(同法第2章第2節「金銭の支払を目的とする債権についての強制執行」)に帰着して、仮想通貨に対する支配についての民事執行法制上の法的実効性確保という観点からの問題は残されている<sup>\*13</sup>。

#### (5) その他の法律関係

##### ア 不正行為者等第三者との法律関係

仮想通貨のシステムにサイバー攻撃を仕掛けた者等の不正行為をする者との法律関係については、契約関係がない以上は、上記3(1)により、契約法理ではなく、一般法理によることになる。したがって、不当利得及び不法行為に基づく法定債権関係等で規律されることになる<sup>\*14</sup>。

なお、不正行為により仮想通貨の保有者としての取引記録を不正に作出した者に対し、本来の正当な保有者は、不当利得法理による仮想通貨の返還請求権に擬するものを措定することもできる。ブロックチェーンの記録は、原則としてその取引記録が不可逆的で、移転取引の記録を抹消することはできず、その返還は不可能ともいえる。ただ、仮想通貨は同種のものが多数存在して個性があるものではないから、特定物に擬するのではなく、金銭と同様に不特定物に擬することができる。したがって、法理としては、そ

\*12：民法の売買は「財産権」を対象とするから(555条)、厳密に民法上の「売買」といえるかどうか、議論の余地がある。なお、資金決済法2条5項の仮想通貨の定義では、「売買」としている。また、「交換」についても同様の問題はあろう。

\*13：電子記録債権の場合は、金融機関がすべからず電子債権記録機関として電子記録債権の設権と準物権変動を担うから、その強制執行については、その機関にも差押命令を送達することによって債権執行の特則として強制執行をすることが可能となっている(電子記録債権法49条3項、民事執行規則150条の9以下)。しかし、仮想通貨について仮想通貨交換業者が行う管理は任意的である。したがって、この場合、管理委託契約に基づく一種の返還請求権に類する債権を差し押さえる債権執行はなしうが、電子記録債権のように準物権的な一律のものではない。

\*14：不正取得者から善意無過失で仮想通貨を譲り受けた者の権限の正当性も問題とされる。ブロックチェーンの取引記録が不可逆なこともあって、即時取得の要件(民法192条)を満たす限りは正当権限を肯定し、本来の仮想通貨保有者と不正行為者との関係のみを不当利得及び不法行為の法理で規律すればよいものとする。

の返還すなわち他から同種かつ同量のものを取得する等して、正当な権限者にその支配を取得させるべき請求権を措定することを観念することができる。

#### イ 仮想通貨システム関係者との法律関係

仮想通貨の代表格であるビットコインの場合は、5人のいわばボードメンバー及びシステムのメンテナンスを行う技術者がいるとされる。そこで、仮想通貨のシステムに障害が生じた場合の法的責任の問題や、不正行為があった場合にも、システムの瑕疵で注意義務違反があった場合に不正行為者とともにシステム関係者も不正行為者と（不真正に）連帯して法的責任を負わないかという問題もある。この点については、契約法理の適用はないことは明らかであるが、不法行為法に基づく責任について一律に責任を負うものではないとまではいえないものの、仮想通貨の取引に係る者の自己責任であるのが原則というべきものと考ええる。

### 4 仮想通貨交換業者をめぐる法律関係

#### (1) 問題の所在

改正資金決済法は、従前「仮想通貨交換所」と呼ばれていた事業者について、新たに、①仮想通貨の売買又は交換、②上記①の媒介、取次ぎ又は代理、③上記①②に関する金銭又は仮想通貨の管理を業として行う者を「仮想通貨交換業者」と規定し、これ

を規制対象とした。

上記の①②及び③の前段は、単に一般の仮想通貨保有者と同一平面で仮想通貨取引等の契約当事者になる行為にとどまるが、③後段の「管理」については、別段の法平面で問題を提示する。

#### (2) 仮想通貨の管理の法的性質

##### ア 仮想通貨の管理とは

通貨が紙片又は金属片<sup>\*15</sup>に表象された財産的価値であると同様に、仮想通貨は、電子記録である財産的価値である。仮想通貨に係る電子記録は、ブロックチェーンの中に記録されているものではあるが、財産的価値である仮想通貨は、特定のコンピュータ・アドレスに紐付いた秘密鍵情報を管理することでその占有ひいては所有と同様の機能をもたらす。

ただ、資金決済法は、「仮想通貨の管理」をいうものであるから、単なる備忘のための秘密鍵情報の管理ではなく、秘密鍵情報を含めた財産的価値としての仮想通貨の管理を観念している。

仮想通貨の保有者が仮想通貨交換業者に仮想通貨の管理を委託し、事業者がこれを引き受ける場合の形態と法律関係は、その間の契約内容いかんによることになる。

##### イ 信託的か寄託的か

その管理の形態としては、①信託<sup>\*16</sup>と②寄託に準じるもの（以下、便宜「準寄託」ということとする）<sup>\*17</sup>

\* 15：通貨（法貨）も、現在のところは紙又は金属を媒体としているが、日本銀行法やいわゆる通貨法等の法改正をすれば、電子情報を媒体とするデジタル通貨もありえて、現に我が国の内外で法貨のデジタル化の検討が始まっている。

\* 16：平成18年改正前の信託法では、信託の対象は「財産権」に限られ（1条）、平成16年改正前の信託業法では、さらに引き受けることができる財産権がさらに制限されていた（4条）から、当時の法制度下では、仮想通貨の管理を信託と同様の約定で引き受けても、信託法上の信託とはいえなかったし、信託業法上は限定列举の財産権ではない仮想通貨の信託を引き受けることはできなかった。しかし、現行法では、かかる制限はなくなり、「財産」であれば信託であり、法制度としては業としてこれを引き受けうる。

\* 17：民法の寄託も有体物についてのものだが、既述のように、仮想通貨も物権又は準物権と同様の構造を有するから、契約自由の原則もあって（民法改正法案521条）、寄託と同様の法律関係が適用されるべきであり、「準寄託」ということとするものである。

とに大別しうる。ただ、金銭についても、金銭の信託と金銭の消費寄託である預金等があるが、仮想通貨の管理を委託する場合は、その受託者に裁量がなく単なる保管の趣旨であるのが通常であろうから、特段の金融的な商品を組成するような場合を除き、信託ではなく、準寄託として考えられるであろう。そして、仮想通貨は、財産的価値単位として均一の抽象的な存在\*18であるから、準消費寄託というべき性質のものであり、また、管理者の支配は、「他主占有」に準じて考えられるべきこととなる。

#### ウ 寄託的か混蔵寄託的か

さらに、次の分類として、秘密鍵の管理について、①事業者のみが管理している場合と②事業者と仮想通貨保有者の双方が管理している場合を考えることができる。現実の仮想通貨交換業者が仮想通貨を管理する場合は、①の形態が通常であると思われる。そして、改正資金決済法では、仮想通貨交換業者の仮想通貨と管理委託者のそれとの分別管理が求められているが\*19、いわば物理的にも厳格な分別措置を講じていない限り、私法上は混蔵寄託に類する形態の中での分別管理になるものと考えられる。

#### (3) 分別管理と倒産法との関係

そうした場合で仮想通貨交換業者が倒産した場合の取扱いが問題となる。仮想通貨の管理の形態が他主占有的なものであっても、上記①の形態である限りは、取戻権（破産法62条）等は認められない。他方、仮想通貨保有者のものとして分別管理がなされている

限りは、明文規定はないものの、信託法25条1項を準用し、分別管理された仮想通貨保有者の財産として取り扱い、同種同量の仮想通貨をそれぞれ返還すべきであると考ええる。なお、その総量が不足する場合には、管財人としては、プロラタ（数量按分）となるが、いずれの場合も、一般先取特権（民法306条）があるのと同様に一般倒産債権者からは優先した金銭配当をする便宜も認められてよいと考える（破産法98条1項参照）。そう考えることが、公法（規制法）でありつつも、改正資金決済法が分別管理を要求した趣旨に適うものと考ええる\*20。

#### <参考文献>

ご参考までに、仮想通貨に関する拙稿の主要文献を発表順に掲げる。

- ・「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情1998号28頁
- ・「FinTechの現状と法的課題（総論的試論）」NBL 1073号
- ・「仮想通貨の規制法と法的課題（上）（下）」NBL 1076号53頁、1077号82頁

なお、本年3月16日UPの全国銀行協会「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書」末尾添付の拙稿提出資料もご参照。

なお、当会法律研究部の紀要である「法律実務研究」30号65頁には、金融取引法部の担当として、田中貴一事務局長と共同で、上記金融法務事情の一部と為替取引該当性につき少し詳説したものを掲載している。

\* 18：紙幣類似証券取締法1条1項参照。また、民法666条1項、587条参照。

\* 19：改正資金決済法63条の11。なお、この規定は、仮想通貨保有者ごとの厳格な分別管理まで求めているものではなく、この点は、計算上明らかにされていれば足りることとされるものと考えられる。

\* 20：換言すれば、改正資金決済法が分別管理を求めたのは、かかる私法上の法律効果が生じることを前提に（期待して）規定したものともいえる。



## 4 ブロックチェーンの技術と可能性

日本仮想通貨事業者協会協会員・金融取引法部部員 河合 健 (62 期)  
金融取引法部部員 早川 晃司 (67 期)



河合 健

早川 晃司

### 1 はじめに

「ブロックチェーン」、数年前まではほんの一部の人々にしか知られていなかったこの技術が、現在、急速に脚光を浴びている。ブロックチェーンは、ビットコインの基幹技術として世に登場したが、その技術は仮想通貨に特化したものではなく、様々な分野に応用可能なものである。今後の技術的発展次第ではあるが、インターネットがそうであったように、ブロックチェーンは今後、社会や産業の構造を大きく変える可能性があるとも言われている。そこで、本稿では、ブロックチェーン技術の概要と将来性について説明したうえで、ブロックチェーン技術を用いた新しいサービスや組織がもたらすであろう新たな法律問題について検討する。

### 2 ブロックチェーン技術の概要とその将来性

#### (1) ブロックチェーンとは

ブロックチェーンについては、確立した定義はないものの、大要、P2Pのコンピュータ・ネットワーク（ソフトウェアのインストールにより誰もが参加できる対等なコンピュータ間のネットワーク）を利用した分散型取引記録台帳であって、一定の検証作業を経ることにより、事後的な改ざんが技術的に極めて困難となるものをいう。例えば、ビットコインにおいては、AからBへの移転、BからCへの移転等のビットコインの移転取引がすべてその台帳上に記録されており、同じ台帳を当該P2Pネットワーク参加者が共有しているが、事後的に取引記録が改ざんされたことはこれまでないといわれている。

もちろん、ブロックチェーン出現以前も、金融取引

をはじめとして多くの取引がコンピュータ上で記録され管理されてきた。では、ブロックチェーン技術の革新性はどこにあるのか。最も革新的な点は、様々な取引について中央管理者を不要にしたことである。従来の取引記録は、記録の同一性確保等のため、中央集権的なサーバーで一元的に管理されていた。つまり、信頼できる中央管理者を必要としていた。これに対し、ブロックチェーンでは、そのような中央管理者を必ずしも必要としないため、データ・情報など、デジタル形式で保存された様々な価値の交換や移動を中央管理者又は仲介者を必要とせず、個人間（しかも見知らぬ個人間）で行うことが可能となったわけである。なぜ、そのようなことが技術的に可能となったかについては後述する。

#### (2) ブロックチェーンの分類

ブロックチェーンは、大きく分けて、管理者が存在せず誰でも参加できるものと、管理者が存在して参加者を制限するものに分類することができる。前者はパブリック型のブロックチェーンと呼ばれ、後者については、管理者が一名の場合をプライベート型のブロックチェーン、複数の管理者がいる場合にはコンソーシアム型のブロックチェーンと呼ぶことが多い。前者の場合、他の参加者への信頼を必要としない仕組みが必要である一方、後者の場合は、他の参加者への信頼に基づく仕組みが用いられる。

プライベート型及びコンソーシアム型のブロックチェーンにおいては、前述のブロックチェーンの最大の革新性は達成されないこととなるが、それでも、中央サーバーを用いずにP2Pネットワークを用いることによるメリット（システムダウンの可能性の低減、コストの削減等）がある。また、パブリック型のブロックチェーンの場合、参加者間の信頼を前提とせず取

取引記録の改ざんを防ぐためには重い検証作業が必要となるため、時間あたりに処理できる取引数が現状では比較的少数に限られるが、プライベート型及びコンソーシアム型のブロックチェーンにおいては、比較的軽い検証作業で済むため、処理能力（速度）の向上を図ることが可能となる。

このような性格の違いから、当面の間、パブリック型のブロックチェーンは個人間取引を対象とする方向で発展し、プライベート型及びコンソーシアム型のブロックチェーンは企業間取引を対象とする方向で発展する可能性が高いと考えられる。

### (3) パブリック型のブロックチェーンの仕組みと特徴

以下では、ビットコイン・ブロックチェーンを例にとって、管理者が存在しないパブリック型のブロックチェーンの仕組みを説明する。

ビットコイン・ブロックチェーンでは、ビットコインの取引が行われると、約10分毎に1つのブロックにまとめられる。そして、当該ブロックについて、プルーフ・オブ・ワークと呼ばれる検証作業を行い、この作業が完了した新しいブロックを、時系列に沿って前のブロックの末尾に接続する。これにより、これらの取引記録をまとめたブロックが連鎖的かつ不可逆的に成長していく。この記録は各参加者のコンピュータ上で同期される（ただし、過去の全ての取引記録を保存する参加者と一部の記録のみを保存する参加者が存在する）。

P2Pネットワークの参加者が、自身のアドレス（口座のようなもの）からビットコインを他の参加者に送付するには、秘密鍵と電子署名によってその取引データを作成して、ネットワーク上に送信する。この取引データは、ネットワークの参加者の間で次々に受信・回送され、すべての受信者に行き渡る。そして、

この取引データの正統性は、任意の参加者による計算作業により検証され、最初に検証を完了した者により新しいブロックにまとめられる。他の参加者は、最初に検証作業に成功した者の検証結果が正しいことを確認し、自らのコンピュータ上でこの新しいブロックを従来のブロックチェーンの末尾に接続する。

このとき、最初に検証を完了した者は、報酬として新規にビットコインの発行を受けることができ、当該新しいブロックにはそのことも記録される。ビットコインの新規の発行は、このような計算競争に勝利して最初に検証を完了した参加者に対する報酬としての発行に限定される。すなわち、ビットコインによる取引の正統性の検証は、参加者の報酬を求める競争原理に支えられている。

こうした仕組みが採用されたビットコイン・ブロックチェーンは、取引データの改ざんが極めて難しいことで知られている。すなわち、改ざんを企図する者が、過去のあるブロックのデータを書き換えるとする、その改ざん後のブロックを前提にした後続のブロックを順次生成していく必要がある。しかし、そのためには、検証作業を繰り返し続ける必要があり、この作業を常に伸び続けている正当なチェーンを追い越せる速度で実行しない限り、正当なチェーンを凌駕することができない。短い方のブロックチェーンはいずれ破棄されてしまうから、そのようなことを可能とするだけの特別なコンピュータ・パワーを有しない限り、改ざんを完遂することはできないし、また、敢えて改ざんを行う経済的インセンティブも存在しない。

このような仕組みにより、ビットコインは、中央管理者が存在しないにもかかわらず、見ず知らずの多数の者が参加するネットワーク上において、安心して取引することができるわけである。

#### (4) ブロックチェーン技術の将来性

##### —具体的なサービス例—

ブロックチェーンは、前述したビットコイン・ブロックチェーンをその起源とすることから、金融分野でまず注目を集めたが、事後の改ざんを事実上防ぐ仕組みによって、正確に取引や契約、資産（財産的価値）の帰属を記録することができるため、非金融のビジネスにおいても広く応用できる可能性を有している。

現在、ブロックチェーン技術の活用が有望視されている分野としては、例えば、金融分野では、株式・債券などの証券取引、シンジケートローン、貿易金融、クラウドファンディング、銀行間送金システム（特に国際送金）などが挙げられている。また、非金融分野では、不動産、自動車、船舶等の所有権登記の代替、個人情報・アイデンティティの記録、著作権等の記録、物流管理、センサーネットワーク・IoTなどを活用した自動取引などが挙げられている。

それぞれ解決すべき課題も少なくないが、実用化に向けた動きは加速しているといえよう。

### 3 仮想通貨とブロックチェーンの責任主体

以下では、ブロックチェーン上で動くスマートコントラクトを利用した投資ファンドを取り上げて、パブリック型のブロックチェーンにおいて、どのような法律問題が発生しうるかを検討してみたい。なお、プライベート型又はコンソーシアム型のブロックチェーンにおいても様々な法律問題が生じうるが、管理者の存在するこのようなブロックチェーンについては、従来と同じ枠組みで検討すれば足りるケースが多いと考えられるため、本稿では取り上げない。

#### (1) スマートコントラクトを利用した投資ファンド

ブロックチェーンにおいては、一定の条件を与えることとある特定の結果を生じるようにプログラムを組むことが可能である。これを連続して実行することによって、複雑な取引を自動的に実行することができるようになる。このような機能あるいはプログラムはスマートコントラクトと呼ばれている。

スマートコントラクトは今後、様々な業務分野で用いられることが期待されているが、その一例として、スマートコントラクトを利用した投資ファンドが挙げられている。このようなファンドでは、例えば、ビットコインやイーサリアム等の仮想通貨を対価とする電子トークンを不特定多数の人に対して発行し、当該電子トークンの保有者（投資者）の投票によって選んだ事業に、集めた仮想通貨を利用して投資を行い、当該投資による利益を電子トークンの保有者に対してその保有量に応じて分配する。電子トークンの発行から利益の分配までの一連の過程をスマートコントラクトのコードに書き込み、所定の条件が満たされれば自動的に順次実行されることが、この投資ファンドの特徴である。当該投資ファンドにおいては、電子トークンの保有者は匿名であって、自ら名乗り出ない限り、他の保有者が誰かを知ることとはできない（ただし、他の保有者のブロックチェーン上のアドレス（文字と数字のランダムな羅列で表現される）を知ることが可能である）。

当該ファンドは特定の管理者又は運用者（以下、併せて「運営者」という）がいなくても自動的に運営されることが、従来のファンドとは決定的に異なる点であり、そこに新規性と意義がある。

#### (2) 責任の追及？

ここで、仮にハッカーがコードのバグを突いて、当

該ファンドにプールされた全ての仮想通貨を当該ブロックチェーン上の自らのアドレスに移転させて領得した場合に、出資者は誰に対して何が言えるのか、簡単に検討してみたい。

まず考えられるのは、ハッカー自身に対する責任追及だが、匿名性が高いため、ハッカーを特定することは事実上困難である場合が多いと予想される。

次に、従来型のファンドであれば、投資ファンドの運営者に対する責任追及をするのであろうが、当該ファンドには特定の運営者がいないと考えられるため、運営者に対する責任追及は難しい（もちろん事実関係によっては当該ファンド設立の関与者を運営者とみなして責任追及をすることはあり得る）。

では、バグのあるコードを開発した者に対して請求することができるであろうか。確かに、責任追及のための要件事実を満たすことができたならば、当該開発者に対して損害賠償請求をすることはできると考えられる。しかし、実際の責任を認めるにあたっては、これらの開発者に厳格な責任を負わせることには技術開発にとって強い委縮効果があり得ることから、ブロックチェーン技術の発展を阻害する可能性がある点も考慮する必要がある。

くわえて、例えば、被害者（投資家）が日本の居住者であり、責任主体が日本の居住者でない場合は、①日本の裁判所に管轄が認められるかという国際裁判管轄の問題、②準拠法の問題、及び③日本の判決の外国における承認・執行が問題となり得る。

従来の取引社会においては、あるサービスの利用者に何らかの損害が発生した場合、当該サービスの管理者等に対する責任追及を認めることで被害者の救済を図ってきたケースが多かった。しかし、本件のように、当該サービスの運営者を観念することが困難である場合において、被害者救済を図るにはどうしたら良いの

か。あるいは、専ら利用者の自己責任と割り切れればよいのであろうか。悩ましい問題である。

## 4 結び

ブロックチェーン（特にパブリック型のブロックチェーン）は、単にITという技術の枠を超えて、従来存在しなかった新しい組織等を生み出す基盤となる可能性がある。例えば、世界中のコンピュータが繋がったネットワークの上で、中央管理者なしに、ネットワーク参加者の合意あるいは多数決で、コードによって定められたルールに則って様々な意思決定がなされ、決定事項が自動的に実行されていくような組織が、近い将来誕生しても全く不思議ではない。しかも、そのような組織にとっては、国境はないも同然ということになるであろう。

本稿では、スマートコントラクトを利用した投資ファンドの責任主体の問題を取り上げたが、これは今後ブロックチェーンに関して生じ得る法律問題のほんの一部に過ぎない。前述した新しい仕組み・組織を既存の法律に当てはめることができるのか、あるいは当てはめることが適当なのか、近い将来問われることとなるのではないだろうか。



## 5

## FinTech法の評価と今後の法制的展開

上智大学法科大学院教授 森下 哲朗



## はじめに

本特集において筆者に与えられたテーマは、2016年5月に成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（以下、本特集の用語法に倣い「FinTech法」という）における仮想通貨に関する法制的評価と、仮想通貨に関する今後の法制的展開についての検討である。

FinTech法に関しては、昨年12月に政令・内閣府令案や事務ガイドライン案（以下、「ガイドライン案」という）がパブリック・コメントに付された状況であり、本稿執筆時点では具体的な規制内容がまだ固まっているとは言えない（脱稿時）。また、FinTech法における仮想通貨に関する規制が仮想通貨に関する取引等にもどのような影響を与えるかについての本格的な評価にはまだ時間がかかる。しかしながら、FinTech法における仮想通貨に関する規制やパブリック・コメントに付されている政省令・ガイドライン案には、FinTechに関する法規制のあり方を考える際に注目すべき幾つかのポイントが見て取れるように思われる\*1。また、仮想通貨に関しては、今後検討を進めていかなければならない法的問題も多い。そうした法的課題の幾つかを指摘することによって、不十分ではあるが、今後の法制的展開についての検討に代えることとしたい。

## 1 FinTech法における 仮想通貨に関する規制

### (1) 仮想通貨に関する規制の意義

仮想通貨に関する規制に関して審議した金融審議

会の決済高度化ワーキンググループでは、事業者である参考人から、「仮想通貨事業者の問題は銀行口座がつくれません。ほぼ銀行に新規口座開設依頼を拒否されるような状況になっています。あとは広告が打てない。投資家等にも、仮想通貨ということで怪しいので出資はしませんということが現状起こっています」といった発言がなされた\*2。FinTech法における仮想通貨に関する具体的な規制内容については賛否があり得るとしても、FinTech法が仮想通貨に関する正当なビジネスに対する社会的な認識の改善に貢献するものであることは間違いないと思われる。

### (2) 仮想通貨交換業に対する規制

FinTech法における仮想通貨に関する規制の特徴として挙げられるのは、重要なリスクに対処しつつ、イノベーションを阻害しないように、現時点で重要なリスクを見極めたうえで、特に規制が必要と考えられる部分に絞って規制を導入した点である。今回、仮想通貨交換業者だけを規制の対象としたのも、国内における仮想通貨ビジネスの多くが仮想通貨と法定通貨の交換を行う業者によって提供されており、また、マネー・ロンダリング対策や顧客保護の観点からの規制の必要性も、主として交換業者について存在すると考えられたからである。衆議院財務金融委員会における政府参考人の答弁でも「利用の広がりやサービスの発展に応じた適切な規制を行っていくことが重要だと考えておりまして、今後とも、サービス実態を十分に注視して対応していきたい」とされている\*3。発展途上であるFinTechを対象とした規制については、実態の変化に伴い、必要に応じて、新たな規制の導入

\* 1：FinTech時代における金融規制のあり方について検討したものとして、拙稿「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」『企業法の進路：江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣、2017）775頁以下を参照。

\* 2：決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ第4回会議議事録（加納参考人）

\* 3：衆議院財務金融委員会議事録第16号（平成28年4月27日）10頁。

や既存の規制の改廃が、スピード感をもって行われていく必要がある\*4。従って、私たちも仮想通貨に係るサービスや取引の実態を注視しながら、適切な法規制のあり方についての検討を継続していく必要がある。

### (3) 仮想通貨該当性

実態の変化に対応した規制の必要性という考え方は、規制の対象となる仮想通貨に関するガイドライン案における記述にも表れている。そこでは、規制の対象となる仮想通貨についてはFinTech法における定義に照らして判断するとしつつも、「情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、仮想通貨の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する」とされている\*5。

様々な仮想通貨的なものが登場してくるであろうことはその通りである。しかし、仮想通貨に関する規制を考えるにあたり、ある商品が仮想通貨に該当するかどうかは規制の出発点であり、その点についての当局の判断基準が不明確であった場合には実務に無用の混乱を来す恐れもある。当局の判断が法令に照らして合理的なものである必要があることは当然であるが、FinTechサポートデスクやNo Action Letter等の活用、当局からの積極的な情報発信、丁寧な対話等を通じて、柔軟性と透明性のバランスを実現するような運用が必要であると思われる。

### (4) 取り扱う仮想通貨

FinTech法による改正資金決済法63条の3第1項は、仮想通貨交換業者の登録の申請に際して登録申請書

に記載すべき事項を列挙する。その7号では「取り扱う仮想通貨の名称」、11号では「内閣府令で定める事項」が挙げられており、内閣府令案5条では法63条の3第1項11号に規定する内閣府令で定める事項として「取り扱う仮想通貨の概要」が規定されている。この点に関して、ガイドライン案では、「日々、様々な仮想通貨が出現することが想定され」、また、「仮想通貨交換業に係る取引の形態についても、様々な形態が考えられる」とする。そして、「このため、取り扱おうとするものが仮想通貨に該当し、又は当該仮想通貨の取扱いが仮想通貨交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。したがって、当局は、仮想通貨交換業に係る取引の適切性及び取り扱う仮想通貨の適切性等について、…登録の申請の審査等を実施するものとする」とされている\*6。取り扱う通貨の内容の適切性は、資金決済法63条の5第1項では登録の拒否事由として明記はされていないが、ガイドライン案の記述によれば、取り扱う仮想通貨の適切性が、同項4号に規定する「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」かどうかを判断する際の一要素と考えられているようである\*7。

こうしたガイドライン案の内容は、実態の多様性に柔軟かつ適切に対処するという観点からは理解できるものであるが、その運用によっては、当局が個別の仮想通貨の適切性を判断することの当否が問題となり得ると思われる。なお、この適切性の判断にあたっては、専門性を要することに加え、詐欺的な仮想通貨もあることから、「認定資金決済事業者協会の公表する情

\*4：この点は、金融庁金融審議会決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告書（平成27年12月）でも指摘されていた（28頁）。

\*5：ガイドライン案4頁。

\*6：ガイドライン案4頁以下。

\*7：ガイドライン案49頁。

報」等を参考にしつつ、交換業者や同協会等から提供を受けた情報等を考慮して判断するものとされている\*8。自主規制団体に期待される具体的な役割や自主規制団体による情報提供のあり方等の詳細は、今後、詰められていくべき事項であると思われるが、変化の速いビジネスを適切に規制しようという場合に自主規制団体との連携が重要である点は、決済高度化ワーキンググループの報告書においても指摘されていた点である\*9。

## 2 今後の法的課題

FinTech法は仮想通貨に関する問題のごく一部に対処しただけであり、今後、検討が進められねばならない法的問題は多い。以下では、既に本特集の別稿で指摘されている問題も含めて、我々が考えていかなければならない幾つかの問題を指摘しておくこととしたい。

### (1) 投資家保護の視点

現在のところ、仮想通貨が決済の手段というよりも投資の対象として用いられていることが多いこともあって、金融商品取引法におけるような投資家保護的な観点からの規制の必要性を指摘する見解がみられる\*10。この点、パブリックコメントに付された仮想通貨交換業者に関する内閣府令案17条は、交換業者による広範な情報提供義務を規定するが、そこで情報提供が求められている内容は、仮想通貨の概要のほか、価値変動リスクやその他の損失発生要因となるリスク等を含み、金商法において顧客に対して契約締結前書

面等で説明が求められる事項に類似している。

国民生活センターは、2016年2月の時点において、投資や利殖をうたう仮想通貨の勧誘トラブルが増加しているとの注意喚起を行っていたが\*11、2017年1月には、FinTech法の施行により「仮想通貨についての認知度の高まりと消費者の理解不足に便乗した詐欺的な勧誘を行う悪質業者に対し、よりいっそうの注意が必要である」との指摘も行っている\*12。仮想通貨を巡る詐欺的な投資勧誘を行う業者は、登録を得ない（得ることのできない）ような業者が多いと思われ、FinTech法による登録制の導入によって、事態の改善に繋がることが期待される。

なお、仮想通貨交換業者と顧客との取引の殆どはインターネットを介して行われると思われる。取引がインターネットのみにより行われた場合、交換業者の側には、実際に顧客が画面に示された説明を読んだかどうか、そして、どの程度説明を理解したかに関わらず、交換業者が所定の説明を行ったという記録、そして、顧客がそれに同意したという記録が残ることになると思われる。その場合、顧客と交換業者との間で、交換業者による説明の適否等を巡って争いとなった場合には、交換業者の側が自らの記録を提出することによって、決着がつくことになるのであろうか。仮想通貨の取引に限ったことではないが、顧客に対する説明や顧客の理解の実質化の確保（これは、技術の発達により改善される部分もあると思われる）や、紛争時の立証責任等の問題は、FinTech時代において考えなければならない法的問題の1つであると感じている。

なお、ガイドライン案では、交換業者が顧客に説明

\*8：ガイドライン案5頁、49頁。

\*9：報告書・前掲注4、30頁。

\*10：本多正樹「仮想通貨に関する規制・監督について—改正資金決済法を中心に—」金融法務事情2047号38頁（2016）。

\*11：[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160218\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160218_2.html)

\*12：[http://www.kokusen.go.jp/jirei/data/201701\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/jirei/data/201701_1.html)

すべきリスクとして、「サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少リスク」が挙げられているが<sup>\*13</sup>、サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少リスクの適切な分担のあり方も今後の検討課題の1つであろう。

## (2) 私法上の問題

規制法上の問題に比べ、私法上の問題についてはより一層課題が多い。私法上の問題については、本特集の別稿を参照されたいが、現状は、仮想通貨を保有している（と思っている）顧客が実際にどのような法的地位にあるのかも不明確であるし、仮想通貨の取引の法的性格がどのようなものかも不明確といった状況にあると言わざるを得ない。私見では、仮想通貨は、日本の私法上、法的保護に値する財産的価値であり、その帰属等については、基本的に物（場合によっては証券、通貨）と同じように扱い、基本的に物権法のルールに従うと考えるべきであると考えている<sup>\*14</sup>。ビットコインはブロックチェーンという分散型台帳を前提とし、一定のプロトコルに従って管理されているものであるが、ブロックチェーンはあくまで価値やデータを記録するための仕組みであって、価値やデータそれ自体を法的にどのような性質を有するものとして把握するか等の問題を考える際には、その仕組みに過度に引きずられることは適切ではないと思われる。技術の進展により、ビットコインのように、形はないけれども人々が価値を認め、しかも、誰がその価値を保有しているかがきちんと判別できるようなものが登場してき

ている。そうした価値の取引を適切に扱うことができるよう、日本法が進化する必要があると感じている。

なお、私法上の性格をどのようなものと解したとしても、ビットコインのようなブロックチェーン上の仮想通貨については、秘密鍵がない限りは実際に管理・処分することはできない。このため、債務者が秘密鍵を秘匿し続ける場合には、仮想通貨を「差し押さえる」ことができないといった問題点も指摘されている<sup>\*15</sup>。同様の観点から、租税逃れや財産隠しのための手段として用いることも可能であるように思われる。こうした問題は、法制度だけではなく、法と技術が連携して対処する必要がある問題であろう。

## (3) その他

ブロックチェーンを用いた仮想通貨の取引は、容易に国境を越えて行われるため、規制の域外適用といった問題や、国際私法における準拠法の決定といった問題が重要となる<sup>\*16</sup>。他方で、ブロックチェーンとの関係では、基本的に国家法の適用は不要ではないかといった極端な見方も存在し、論ずべき点が多い。

また、ブロックチェーンの記録を訴訟等においてどのように扱うか等、紛争解決手続における問題もある。紙幅が尽きたため、これらについては他日を期したいが、法だけでは適切に対処できない問題も多く、法律家も技術に関心を持ち、技術を担う方々との建設的な対話を通じて、技術と法の適切な役割分担を図っていくことが重要であると感じている。

\*13：ガイドライン案17頁。

\*14：この点につき、拙稿・前掲注1，798頁以下を参照。なお、仮想通貨の取引が詐欺・強迫により取り消されたり、錯誤や公序良俗違反により無効となったりする場合や（そうしたケースはあり得るというべきである）、また、自分自身ではブロックチェーンのアドレスを有さない顧客が交換業者が管理するアドレスを利用して行う間接的な取引が行われる場合（顧客はブロックチェーンの記録には現れない）等を考えるならば、ブロックチェーン上に記録されている者が、常に、法が権利者と認めるべき者であるとは限らない。そういった意味では、ブロックチェーンの記録は、法的には、仮想通貨の帰属や移転を示す証拠の1つであると考えられるべきであると思われる。

\*15：例えば、2016年2月23日付けのダイヤモンド・オンラインの記事（<http://diamond.jp/articles/-/119221>）を参照。

\*16：この点につき、拙稿・前掲注1，782頁以下，813頁以下を参照。